

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：D段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 異常危険準備金の残高は今後の異常災害の発生状況に大きく依存するものであり、仮に固定的な目標値を定めた場合には、収支の状況如何にかかわらず積立を行わなければならないことになり、保険会社の経営の安定を損なうことになりかねないため、定めていない。</p> <p>② ①と同様に、仮に固定的な目標達成時期を定めた場合には、収支の状況如何にかかわらず積立を行わなければならないことになり、保険会社の経営の安定を損なうことになりかねないため、定めていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：C段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和3年度及び4年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和5年度）について、「19社」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の適用数（令和3年度及び4年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 令和3年度・令和4年度の適用数は、それぞれ19社・20社。</p> <p>② 令和5年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社で、当該年度において当期積立額を計上している会社数。日本損害保険協会調査による。</p> <p>③ 過去の適用数については、上記①②のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和3年度・令和4年度の適用数は、それぞれ19社・20社」との説明では、過去の適用数（令和3年度及び4年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：D段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 現在の保険市場の現況に鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数は大きく変動することはないと想定される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「現在の保険市場の現況に鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数は大きく変動することはないと想定される」との説明では、将来の適用数が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：C段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 法人税の令和3年度・4年度・5年度の減収額は、それぞれ214億円、309億円、295億円。地方法人税の令和3年度、4年度、5年度の減収額は、それぞれ22億円、31億円、30億円。また、法人住民税の令和3年度・4年度・5年度の減収額は、それぞれ21億円・31億円・29億円。</p> <p>② 令和3年度・4年度の適用額は、それぞれ1,389億円・1,846億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出した。</p> <p>③ 過去の減収額については、上記①②のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和3年度・4年度の適用額は、それぞれ1,389億円・1,846億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出した」との説明では、適用額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額の数値にならず、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：C段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 評価書の「10有効性等④効果」における試算と同様の仮定を置いて試算すると、法人税の令和6年度・7年度・8年度・9年度の減収額は、それぞれ327億円・410億円・423億円・436億円。地方法人税の令和6年度・7年度・8年度・9年度の減収額は、それぞれ33億円・42億円・43億円・44億円。 また、法人住民税の令和6年度・7年度・8年度・9年度の減収額は、それぞれ32億円・41億円・42億円・44億円。 いずれも、令和5年度の収入保険料を元に、要望が実現した際の経過措置積立率12%、法人税率23.2%・地方法人税率10.3%、法人住民税10.1%と仮定を置いて算出。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和6年度から9年度までの法人税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値（令和5年度の収入保険料）及び出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する過去の効果（令和3年度及び4年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標に対する過去の効果（令和3年度から5年度まで）について、「令和5年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）は、多発する台風や集中豪雨等により、3,117億円（積立残高率：正味収入保険料の12.4%）となっており、令和3年度からの増加額は886億円、積立残高率の上昇幅は+2.8%にとどまっている。このうち、「火災・風水害」区分における異常危険準備金残高は97億円の減少（令和5年度末残高1,655億円）、残高率は13.8%から12.2%（▲1.6%）に減少している」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標に対する過去の効果（令和3年度から5年度まで）について、「令和5年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）は、多発する台風や集中豪雨等により、3,117億円（積立残高率：正味収入保険料の12.4%）となっており、令和3年度からの増加額は886億円、積立残高率の上昇幅は+2.8%にとどまっている。このうち、「火災・風水害」区分における異常危険準備金残高は97億円の減少（令和5年度末残高1,655億円）、残高率は13.8%から12.2%（▲1.6%）に減少している」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 令和3年度・4年度の積立残高は、それぞれ2,231億円・2,816億円（積立残高率：9.5%・11.0%）と依然として非常に低い水準となっている。このうち、「火災・風水害」区分における令和3年度・4年度の積立残高は、それぞれ1,753億円・1,634億円（積立残高率：13.8%・11.3%）。</p> <p>② 異常危険準備金残高は、日本損害保険協会による調査を元に、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金の適用を受けている損害保険会社の積立残高を合算して算出している。</p> <p>③ 仮に無税残高率が本則2%のみであったとした場合における令和3年度から令和5年度までの積立額は、それぞれ463億円・511億円・502億円（日本損害保険協会における調査における、令和3年度の積立額に2/6を、令和4年度及び令和5年度の積立額に、2/10（「火災・風水害」区分）、2/6（「動産総合・建設工事・貨物・運送」区分）を乗じて</p>

算出）と想定され、これは実績と比較してそれぞれ926億円・1,335億円・1,274億円少ないものとなっている。本特定措置に代替する政策手段はなく、各年度の積立額の算出根拠である正味収入保険料はほぼ一定で推移しているため、本特例措置がなかった場合と比較した異常危険準備金残高の増加分を直接的な効果とする。

【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：C段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果（令和6年度から9年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の効果（令和6年度から9年度まで）について、「令和5年度末の「火災・風水害」区分の積立残高1,655億円（積立残高率12.2%）に対して、仮に期間を限定する形で令和7年度～9年度に、取崩基準を55%に引き上げ、取崩単位の一体化を行うとともに、「火災・風水害」区分を12%で積み立てた場合、令和9年度末の積立残高※は、1,988億円（積立残高率12.0%）程度と予測される（火災保険等全体の積立残高は、4,654億円（積立残高率15.5%）程度と予測）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標に対する将来の効果（令和7年度から9年度まで）について、「令和5年度末の「火災・風水害」区分の積立残高1,655億円（積立残高率12.2%）に対して、仮に期間を限定する形で令和7年度～9年度に、取崩基準を55%に引き上げ、取崩単位の一体化を行うとともに、「火災・風水害」区分を12%で積み立てた場合、令和9年度末の積立残高※は、1,988億円（積立残高率12.0%）程度と予測される（火災保険等全体の積立残高は、4,654億円（積立残高率15.5%）程度と予測）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 令和6年度末・7年度末・8年度末・9年度末の積立残高は、それぞれ3,701億円・5,206億円・6,901億円・4,654億円。このうち、「火災・風水害」区分は、それぞれ1,817億円・2,139億円・2,573億円・1,988億円（現行の積立基準に基づき令和6年度末の積立残高を算出。令和9年度末の積立と同様の仮定を置いて令和7年度末及び8年度末の積立残高を算出）。</p> <p>② 算出根拠は「10有効性等④効果※」に記載のとおり（令和6年度末の算出根拠は上記①のとおり）。</p> <p>③ 本特例措置による直接的な効果を記載しており、令和9年度末の積立残高（実績値）と比較することで事後的に効果を検証することが可能。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：B段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。</p> <p>② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は無い。</p> <p>② 令和3年度から令和5年度までの積立額について、仮に無税積立率が本則2%のみであった場合と実績（令和3年度：本則2%＋特定措置4%、令和4年度及び令和5年度：本則</p>

2%+特定措置8%（「火災・風水害」区分）、本則2%+特定措置4%（「動産総合・建設工事・貨物・運送」区分）を比較した結果（上記（6）過去の効果③の【金融庁の補足説明】に記載）と、本特定措置に代替する政策手段はないことを踏まえ、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切と考える。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、（7）及び（8）に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
2	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税8)
	② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>損害保険会社が、異常災害損失の補てんに充てるため、火災保険等[※]に係る正味収入保険料に積立率(本則積立率:2%、令和6年度までの経過措置:8%(「火災・風水害」区分)、4%(「動産総合・建設工事・貨物・運送」区分))を乗じて計算される額を異常危険準備金として積み立てたときに損金算入できる。</p> <p>また、正味収入保険料に洗替保証率(30%)を乗じて計算される額までを積み立てることができる。</p> <p>※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>令和6年度末までの「火災・風水害」及び「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分に係る無税積立率の割増措置を延長すること。</p> <p>低水準となっている残高を早期回復し、高額化する保険金支払いを踏まえた残高を確保する観点から各保険区分の取崩単位を一本化するとともに、取崩基準損害率を55%(現行50%)に引き上げること。</p> <p>「火災・風水害」の区分の無税積立率を12%(現行10%)に、洗替保証率を40%(現行30%)に引き上げること。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法57条の5、租税特別措置法施行令33条の2、租税特別措置法施行規則21条の12</p>
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和3年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 制度創設 昭和28年度 無税積立率の変遷 昭和28年度:10%、昭和32年度:7%、昭和51年度:5%、昭和53年度:4%、昭和55年度:2%、平成8年度:3%、平成17年度:4%、平成25年度:5%(残高率30%超の場合は2%)、令和元年度:6%(残高率30%超の場合は2%) 令和4年度:「火災・風水害」区分:10%、「動産総合・建設工事・

		<p>貨物・運送」区分:6%(残高率30%超の場合は2%)、賠償責任は2%</p> <ul style="list-style-type: none"> 洗替保証率の変遷 昭和28年度:100%(累積限度額)、昭和36年度:50%(洗替保証率導入)、昭和51年度:35%、平成8年度:34%、平成14年度:32%、平成15年度:30% 								
8	適用又は延長期間	恒久措置								
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。</p> <p>損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大大自然災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(保険業法第116条等)</p> <p>基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>							
		② 政策体系における政策目的の位置付け								
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>損害保険会社が巨大大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>損害保険会社の健全性を確保するためには、巨大大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。</p>							
10	有効性等	① 適用数	19社 ※令和5年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社							
		② 適用額	1,776億円 ※令和5年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の当期積立額							
		③ 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>▲237億円 (207億円)</td> <td>▲21億円 (18億円)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>▲341億円 (320億円)</td> <td>▲31億円 (29億円)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	国税	地方税	令和3年度	▲237億円 (207億円)	▲21億円 (18億円)	令和4年度
年度	国税	地方税								
令和3年度	▲237億円 (207億円)	▲21億円 (18億円)								
令和4年度	▲341億円 (320億円)	▲31億円 (29億円)								

		<table border="1"> <tr> <td>令和 5年度</td> <td>▲326 億円 (362 億円)</td> <td>▲29 億円 (33 億円)</td> </tr> </table> <p>※1 カッコ内は各年度の取崩しに伴う益金算入による増収額。 ※2 火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に以下の税率を乗じて「減収額」を算出した。 ※3 「国税」には法人税及び地方法人税の額を、「地方税」には法人住民税(法人税割)の額を記載している。 法人税【国税】の税率は、令和3年度以降:23.2%。 地方法人税【国税】の税率(法人税額に乗じる)は、令和3年度以降:10.3% 法人住民税(法人税割)【地方税】の税率(法人税額に乗じる)は、令和3年度:10.05%、令和4年度:10.08%、令和5年度:10.1%(日本損害保険協会加盟会社全社の実効税率)。</p> <p>巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税収減とはならない。</p>	令和 5年度	▲326 億円 (362 億円)	▲29 億円 (33 億円)
令和 5年度	▲326 億円 (362 億円)	▲29 億円 (33 億円)			
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和5年度末の異常危険準備金積立残高(無税分)は、多発する台風や集中豪雨等により、3,117億円(積立残高率:正味収入保険料の12.4%)となっており、令和3年度からの増加額は886億円、積立残高率の上昇幅は+2.8%にとどまっている。このうち、「火災・風水害」区分における異常危険準備金残高は97億円の減少(令和5年度末残高1,655億円)、残高率は13.8%から12.2%(▲1.6%)に減少している。 過去、無税積立率が2%(昭和55~平成7年度)ないし3%(平成8~16年度)であった時期においては、平成3年度の台風19号襲来時、平成16年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、巨大自然災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。 さらに、自然災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、無税積立率は平成25年度には5%、令和元年度には6%、令和4年度には「①火災・風水害」、「②動産総合・建設工事・貨物・運送」、「③賠償責任保険」の3区分に分割されたうえで、積立率は①が10%、②が6%、③が2%とされ、多発する台風や集中豪雨に際して、その準備金としての機能を果たしている。 このように、自然災害が激甚化・頻発化する中で、制度の意義は大きくなっているが、現状を見ると、「火災・風水害」区分は、恒常的に取崩が生じているため、積立残高率は12.2%と低い水準となっており、「火災・風水害」区分は枯渇状態が続いている状況であるところ、今後の巨大自然災害の発生に対応するために、自然災害やサイバーリスクなど、様々な巨大災害リスクに対する異常危険準備金を統合一体的に運用し、リスク分散効果を活用することがより望ましく、無税積立率の割増措置の延長及び取崩の一本化、取崩基準損害率の引き上げるとともに、「火災・風水害」の区分の無税積立率の引き上げを行う必要がある。 なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、巨大自然災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。 現行制度の30%(業界全体で7,500億円レベル)については、平成				

		<p>3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23年度の複数の災害、平成30年度の台風21号、令和元年度の台風19号への保険金支払いを考慮すれば、十分とは言えない状況となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和5年度末の「火災・風水害」区分の積立残高1,655億円(積立残高率12.2%)に対して、仮に期間を限定する形で令和7年度~9年度に、取崩基準を55%に引き上げ、取崩単位の一体化を行うとともに、「火災・風水害」区分を12%で積み立てた場合、令和9年度末の積立残高[※]は、1,988億円(積立残高率12.0%)程度と予測される(火災保険等全体の積立残高は、4,654億円(積立残高率15.5%)程度と予測)。 なお、シミュレーションでは、5年に1度の大規模自然災害が令和9年度に発生すると仮定を置いているため、同年度末の積立残高は上記のとおりと予測されるが、その後の平常時は確実に残高が蓄積し、令和13年度末の積立残高は、5,171億円(積立残高率27.7%)程度と予測される(火災保険等全体の積立残高は、11,949億円(積立残高率35.0%)程度と予測)。 ※令和9年度の積立残高は、令和7年度から9年度まで、①取崩基準を55%に引き上げ、②取崩単位を一体化、③「火災・風水害」区分を12%で積立、④各年の正味収入保険料や損害率は損害保険各社が経営管理等で用いている将来収支予測(次期業績予想や中期経営計画等の基礎)をベストエフォートベースで集計・算出(今後の火災保険料率(参考純率)引き上げも織り込み済み)。火災区分については5年に一度(令和9年度)において平成30年度・令和元年度と同程度の異常災害が発生する前提で損害率を推計。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>異常危険準備金を積み立てることにより、平成3年度、平成16年度、平成23年度、平成26年度といった巨大自然災害が頻発した年度においても、また、平成30年度以降の自然災害が更に激甚化・頻発化している状況においても、保険金支払いを確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。 なお、巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税収減とはならない。 また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大自然災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であること</p>

		とから、本措置による支援が必要である。
	③：地方公共団体が協力する相当性	全国各地で生じる巨大自然災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月（R3金融 01）

